

古物商許可申請 (R2. 9. 29)

	申請書類等
提出する書類	古物営業許可申請書（別記様式第1号（第1条の3関係）） 申請手数料 19,000円（収入証紙） ※申請手数料の金額は、R2. 9. 29時点です。手続き前に営業所の所在地を管轄する警察署で確認してください。
添付書類	<p>☆申請日の過去3か月以内に、発行、作成したものであること。</p> <p>【個人営業の場合】</p> <p>◇業者</p> <p>①最近5年間の略歴を記載した書面（写真不要） ②住民票の写し（邦人：本籍地入り，外国人：国籍入り） ③誓約書（業者用） ④身分（元）証明書（市区町村長発行）</p> <p>※未成年の場合は、法定代理人関係の必要書類に示す書類が必要</p> <p>◇管理者</p> <p>①最近5年間の略歴を記載した書面（写真不要） ②住民票の写し（邦人：本籍地入り，外国人：国籍入り） ③身分（元）証明書（市区町村長発行） ④誓約書（管理者用）</p> <p>※業者と管理者が同一の者の場合、①，②，③の書類は1通で可能です。</p> <p>【法人営業の場合】</p> <p>◇業者</p> <p>①定款 ②登記事項証明書（現在事項全部証明又は履歴事項全部証明） ※①，②の目的欄に「古物営業を営む」旨の内容の記載が必要</p> <p>◇代表者／役員（監査役も役員に含む）</p> <p>①最近5年間の略歴を記載した書面（写真不要） ②住民票の写し（邦人：本籍地入り，外国人：国籍入り） ③身分（元）証明書（市区町村長発行） ④誓約書（役員用）</p> <p>◇管理者</p> <p>①最近5年間の略歴を記載した書面（写真不要） ②住民票の写し（邦人：本籍地入り，外国人：国籍入り） ③身分（元）証明書（市区町村長発行） ④誓約書（管理者用）</p> <p>【共通（ホームページ利用取引をする場合）】 送信元識別符号（URL）の使用権限があることを疎明する資料</p>

備考

古物商は、営業所ごとに、当該営業所に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者を選任しなければなりません。

受付は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で行います。

申請の際は、事前に、警察署にお問い合わせをした上で、お越しく下さい。

略歴書は、様式の定めはないため、市販の履歴書等（写真不要）でも構いません。

